

農地バンク事務手続改正のお知らせ

1 物納契約を行わないこととしました。

<主な内容>

- ・ 農地バンクとの契約は、令和元年7月以降の借入（令和元年9月以降の貸付）からは金納のみとなります。
ただし、金納契約とした上で、コメによる精算を希望される場合は、「農産物授受に伴う賃料の徴収及び支払停止願」を提出していただく必要があります。詳細はお問い合わせください。

<経過措置>

- ・ 令和元年6月以前の借入（令和元年8月以前の貸付）での物納は、契約期間内は継続します。
なお、物納から金納への契約変更は可能ですが、金納から物納への契約変更はできません。

2 手数料を見直しました。

<主な内容>

- ① 賃借料等が800円未満の場合は、手数料をいただかないこととしました。
- ② 公共買収に伴い契約を解約する場合は、解約手数料をいただかないこととしました。
- ③ 同一人（同一住所又は2親等）における次の優遇措置を廃止しました。
 - ・ 同一人間で借入・貸付を行っている場合の貸付手数料の免除
 - ・ 複数契約で手数料合計が8,000円を超える金額の免除の対象を、同一人間から契約者本人に限定

<経過措置>

- ・ ③の場合、既契約の変更契約を行わない限り、現在の手数料となります。
ただし、令和元年9月以降に賃借料等の変更契約を行った場合は、今回の改正が適用されます。

3 賃借料単価の変更は、1,000円以上の変更がある場合に行うこととしました。

<主な内容>

- 令和元年9月以降、使用貸借から賃貸借又は賃貸借から使用貸借への変更を除き、賃借料単価が10a当たり1,000円以上増減する場合に限り、契約変更をすることとしました。

ただし、ほ場整備実施中の地区の場合は実情に応じた取扱をいたします。詳細はお問い合わせください。

お問合せ先

○公益財団法人福島県農業振興公社（農地バンク）

本社 中通り・浜通り担当：024-521-9845 会津担当：024-521-9846

地域マネージャー (推進拠点)	担当区域	電話番号
福島	福島市、川俣町	080-3754-3063
伊達	伊達市、桑折町、国見町	080-3754-3064
安達	二本松市、本宮市、大玉村	080-3754-3066
郡山	郡山市	080-4872-8531
田村	田村市、田村郡	080-3754-3067
須賀川	須賀川市、岩瀬郡、石川郡	080-3754-3068
県南	白河市、西白河郡、東白川郡	080-3754-3069
会津若松	会津若松市、磐梯町、猪苗代町	070-1574-3562
喜多方	喜多方市、北塩原村、西会津町	080-3754-3070
両沼	河沼郡、大沼郡	080-3754-3071
南会津	南会津郡（檜枝岐村を除く）	080-3754-3073
相馬	相馬市、南相馬市、新地町	070-1582-6920
双葉	双葉郡	080-4356-8087
いわき	いわき市	080-3754-3074